



(裏)

(添付書類)

就職した場合は、免許証（医師及び歯科医師の場合は臨床研修等修了登録証（注2、3））の写し

（注1）免許証の写し及び臨床研修等修了登録証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

（注2）平成16年4月1日において現に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けたものは、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「平成12年改正法」という。）第2条の規定による改正後の医療法及び平成12年改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。

（注3）平成18年4月1日において現に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けたものは、平成12年改正法第3条の規定による改正後の医療法及び平成12年改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。

- ※1 開設者が法人の場合、「変更事項」に関しては省略可能。ただし、産婦人科を標榜する有床診療所の場合は、記載すること。
- ※2 医師、歯科医師の場合は診療科目及び診療日時、助産師の場合は診療日時を記載すること。